

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針
(平成 25 年国土交通省告示第 907 号) 附則 6 の(2)における『同等以上の評価となるもの』の
確認方法について

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号。以下「告示」という。）の附則 6 の(2)では、一次エネルギー消費量に関する基準について、暖房、冷房、全般換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、告示で示す設備仕様（以下、「標準仕様」という。）に該当すること、または、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）において、標準仕様と同等以上の評価となるものを要件としている。ここでは、「同等以上の評価となるもの」の確認（以下「同等性確認」という。）の方法について解説する。

ここでは、住宅の一次エネルギー消費量算定プログラム※（以下「算定プログラム」という。）を用いた同等性確認の方法を示す。以降に示す方法により、暖房、冷房、換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、当該住宅における仕様で計算した一次エネルギー消費量が、標準仕様で計算した一次エネルギー消費量以下であることを確認する。

なお、算定プログラムでは初期値が設定されているため、同等性の確認の際に、それぞれの設備ごとに指定される入力条件以外の入力・選択項目については、入力・選択変更をする必要はない。

※独立行政法人建築研究所より提供する技術情報を参照（<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html#EnergyProgram>）

1 暖房設備

設備の仕様を入力するにあたっては、算定プログラム入力画面の「基本情報」及び暖冷房の「外皮」タブに、あらかじめ以下に指定する内容を設定する必要がある。

1) 基本情報

① 床面積

主たる居室の床面積 29.81m²

その他の居室の床面積 51.34m²

床面積の合計 120.08 m²

② 省エネルギー基準地域区分

申請する設備が設置される評価物件の当該地域

2) 「外皮」タブ

① 外皮性能

地域ごとに以下に示す値を入力すること。

地域	単位温度差あたりの 外皮熱損失量 (q 値)	単位日射強度あたりの 冷房期日射熱取得量 (m_c 値)	単位日射強度あたりの 暖房期日射熱取得量 (m_H 値)
1	153.7	4.56	8.53
2	153.7	4.62	7.69
3	189.7	4.98	8.59
4	237.8	6.06	10.51
5	279.8	6.97	12.97
6	279.8	6.42	12.37
7	279.8	6.06	13.21
8	572.8	7.57	—

② 通風の利用 「主たる居室」及び「その他の居室」ともに、「通風を利用しない」を選択

③ 蓄熱の利用 「利用しない」を選択

1.1 単位住戸全体を暖房する方式における設備機器の確認方法

ダクト式セントラル空調機において、標準仕様と同等以上の評価となる設備は、ヒートポンプを熱源とするものに限る。

1.2 居室のみを暖房する方式における主たる居室に設置する設備機器の確認方法

1) 電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーターのいずれかの設備を設置する場合

主たる居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合で、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	申請者が提案する仕様による。
その他の居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	主たる居室に設置する設備に同じとする。
熱源機の種類		1～4 地域においては、石油熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 83.0%のもの 5～7 地域においては、ガス熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 82.5%のもの	温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用		採用する	温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。

2) 温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF 暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合

主たる居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF 暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合で、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	申請者が提案する仕様による。このうち、ルームエアコンディショナー及び FF 暖房機を設置する場合は、省エネルギー対策の有無及び種類は申請者が提案する仕様による。電気ヒーター式床暖房を設置する場合は、敷設率及び床の断熱（上面放熱率）は申請者が提案する仕様による。
その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	左欄に同じ。
熱源機の種類			温水暖房用ファンコンベクターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用			温水暖房用ファンコンベクターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。

3) 主たる居室に温水式床暖房設備を設置し、その他居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーター、温水式床暖房設備のいずれかの設備を設置する場合

主たる居室に温水式床暖房設備を設置し、その他居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーター、温水式床暖房設備のいずれかの設備を設置する場合において、主たる居室の温水式床暖房設備が標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	温水式床暖房設備を選択し、敷設率及び床の断熱（上面放熱率）は申請者が提案する仕様による。
その他の居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	左欄に同じ
熱源機の種類		1～4 地域においては、石油熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 83.0%のもの 5～7 地域においては、ガス熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 82.5%のもの	申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用		採用する	申請者が提案する仕様による。

4) 主たる居室に温水式床暖房設備を設置し、その他居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合

主たる居室に温水式床暖房設備を設置し、その他居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合において、主たる居室の温水式床暖房設備が標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	温水式床暖房設備を選択し、敷設率及び床の断熱（上面放熱率）は申請者が提案する仕様による。
その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	左欄に同じ
熱源機の種類			申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用			申請者が提案する仕様による。

1.3 居室のみを暖房する方式におけるその他の居室に設置する設備機器の確認方法

1) 電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーターのいずれかの設備を設置する場合

その他の居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合で、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	その他の居室に設置する設備に同じとする。
その他の居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	申請者が提案する仕様による。
熱源機の種類		1～4 地域においては、石油熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 83.0%のもの 5～7 地域においては、ガス熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 82.5%のもの	温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用		採用する	温水暖房用パネルラジエーターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。

2) 温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF 暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合

その他の居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF 暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合で、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表(ろ)欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表(い)欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分(ろ)であるもの	左欄に同じ
その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分(ろ)であるもの	申請者が提案する仕様による。このうち、ルームエアコンディショナー及び FF 暖房機を設置する場合は、省エネルギー対策の有無及び種類は申請者が提案する仕様による。電気ヒーター式床暖房を設置する場合は、敷設率及び床の断熱(上面放熱率)は申請者が提案する仕様による。
熱源機の種類			温水暖房用ファンコンベクターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用			温水暖房用ファンコンベクターを設置する場合に限り、申請者が提案する仕様による。

3) その他の居室に温水式床暖房設備を設置し、主たる居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーター、温水式床暖房設備のいずれかの設備を設置する場合

その他の居室に温水式床暖房設備を設置し、主たる居室に電気蓄熱暖房器、温水暖房用パネルラジエーター、温水式床暖房設備のいずれかの設備を設置する場合において、その他の居室の温水式床暖房設備が標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	左欄に同じ
その他の居室	暖房設備機器または放熱器の種類	温水暖房用パネルラジエーター	温水式床暖房設備を選択し、敷設率及び床の断熱（上面放熱率）は申請者が提案する仕様による。
熱源機の種類		1～4 地域においては、石油熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 83.0%のもの 5～7 地域においては、ガス熱源機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 82.5%のもの	申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用		採用する	申請者が提案する仕様による。

4) その他の居室に温水式床暖房設備を設置し、主たる居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合

その他の居室に温水式床暖房設備を設置し、主たる居室に温水暖房用ファンコンベクター、ルームエアコンディショナー、FF暖房機、電気ヒーター式床暖房のいずれかの設備を設置する場合において、その他の居室の温水式床暖房設備が標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表(ろ)欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量が、下表(い)欄の設備の仕様を入力して計算した暖房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

		(い)	(ろ)
主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分(ろ)であるもの	左欄に同じ。
その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	1～4 地域においては、FF 暖房機であって定格能力におけるエネルギー消費効率が 86.0%のもの 5～7 地域においては、ルームエアコンディショナーであって、エネルギー消費効率の区分が区分(ろ)であるもの	温水式床暖房設備を選択し、敷設率及び床の断熱(上面放熱率)は申請者が提案する仕様による。
熱源機の種類			申請者が提案する仕様による。
断熱配管の採用			申請者が提案する仕様による。

2 冷房設備

設備の仕様を入力するにあたっては、算定プログラム入力画面の「基本情報」及び暖冷房の「外皮」タブに、あらかじめ以下に指定する内容を設定する必要がある。

1) 基本情報

① 床面積

主たる居室の床面積 29.81m²

その他の居室の床面積 51.34m²

床面積の合計 120.08 m²

② 省エネルギー基準地域区分

申請する設備が設置される評価物件の当該地域

2) 「外皮」タブ

① 外皮性能

地域ごとに以下に示す値を入力すること。

地域	単位温度差あたりの 外皮熱損失量 (q 値)	単位日射強度あたりの 冷房期日射熱取得量 (m_c 値)	単位日射強度あたりの 暖房期日射熱取得量 (m_H 値)
1	153.7	4.56	8.53
2	153.7	4.62	7.69
3	189.7	4.98	8.59
4	237.8	6.06	10.51
5	279.8	6.97	12.97
6	279.8	6.42	12.37
7	279.8	6.06	13.21
8	572.8	7.57	—

② 通風の利用 「主たる居室」及び「その他の居室」ともに、「通風を利用しない」を選択

③ 蓄熱の利用 「利用しない」を選択

2.1 単位住戸全体を冷房する方式における設備機器の確認方法

ダクト式セントラル空調機において、標準仕様と同等以上の評価となる設備は、ヒートポンプを熱源とするものに限る。

2.2 居室のみを冷房する方式における主たる居室に設置する設備機器の確認方法

主たる居室に設備を設置し、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した冷房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した冷房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナーであつて、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	申請者が提案する仕様
その他居室	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナーであつて、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	左欄に同じ

2.3 居室のみを冷房する方式におけるその他の居室に設置する設備機器の確認方法

その他の居室に設備を設置し、標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した冷房設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した冷房設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナーであつて、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	左欄に同じ
その他居室	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナーであつて、エネルギー消費効率の区分が区分（ろ）であるもの	申請者が提案する仕様

3 全般換気設備

標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した換気設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した換気設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目	(い)	(ろ)
換気設備の方式について	ダクト式第1種換気設備	申請者が提案する仕様
比消費電力または省エネルギー対策の種類※	比消費電力 0.3W/(m ³ /h)	申請者が提案する仕様
換気回数	0.5 回/h	申請者が提案する仕様
有効換気量率 (熱交換換気設備を採用する場合に限る)	1.00	申請者が提案する仕様

※省エネルギー対策の種類とは、ダクト式の換気設備において、径の太いダクトの採用の有無および直流モーターの採用の有無等をいう。

4 給湯設備の同等性確認の方法

設備の仕様を入力するにあたっては、算定プログラム入力画面の「基本情報」に、あらかじめ以下に指定する内容を設定する必要がある。

1) 基本情報

① 床面積

当該住宅の床面積により以下に指定する入力用の床面積を設定する。なお、入力用の床面積が2以上指定されている場合は、いずれの床面積条件の場合にも、標準仕様と同等以上の評価となることを確認しなければならない。

当該住宅の床面積	入力用の床面積	
	1	2
30m ² 未満	主たる居室の床面積：7.45m ² その他居室の床面積：12.83m ² 床面積の合計：30.00m ²	
30m ² 以上 60m ² 未満	主たる居室の床面積：7.45m ² その他居室の床面積：12.83m ² 床面積の合計：30.00m ²	主たる居室の床面積：14.90m ² その他居室の床面積：25.65m ² 床面積の合計：60.00m ²
60m ² 以上 90m ² 未満	主たる居室の床面積：14.90m ² その他居室の床面積：25.65m ² 床面積の合計：60.00m ²	主たる居室の床面積：22.34m ² その他居室の床面積：38.48m ² 床面積の合計：90.00m ²
90m ² 以上 120m ² 未満	主たる居室の床面積：22.34m ² その他居室の床面積：38.48m ² 床面積の合計：90.00m ²	主たる居室の床面積：29.79m ² その他居室の床面積：51.31m ² 床面積の合計：120.00m ²
120m ² 以上	主たる居室の床面積：29.79m ² その他居室の床面積：51.31m ² 床面積の合計：120.00m ²	

② 省エネルギー基準地域区分

申請する設備が設置される評価物件の当該地域を選択する。

2) 「給湯」タブ

標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、当該住宅の床面積により指定する入力用の床面積ごとに、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した給湯設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した給湯設備の一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。なお、入力用の床面積が2以上指定されている場合は、いずれの床面積条件の場合にも、上記条件に適合していることを確認しなければならない。

項目	(い)	(ろ)
給湯熱源機の種類	1～4 地域においては、追炊機能のある石油給湯機であって、給湯 JIS 効率が81.3%のもの 5～7 地域においては、追炊機能のあるガス給湯機であって、給湯 JIS 効率が78.2%のもの	申請者が提案する仕様
配管方式	先分岐方式	左欄に同じ
台所水栓	2 バルブ水栓	左欄に同じ
浴室シャワー水栓	2 バルブ水栓	左欄に同じ
洗面水栓	2 バルブ水栓	左欄に同じ
浴槽の保温措置	高断熱浴槽を使用しない	左欄に同じ
太陽熱給湯設備	設置しない	左欄に同じ

3) 「太陽熱給湯」タブ

「採用しない」を選択する。

5 照明設備

5.1 主たる居室に設置する照明設備の同等性確認の方法

1) 「照明」タブ

標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した照明設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した照明一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	設置の有無	設置する	申請者が提案する仕様
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	申請者が提案する仕様
	多灯分散照明方式の採用	採用しない	申請者が提案する仕様
	調光が可能な制御	採用しない	申請者が提案する仕様
その他の居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	左欄に同じ
	調光が可能な制御	採用しない	左欄に同じ
非居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	すべての機器において白熱灯を使用していない	左欄に同じ
	人感センサ	採用しない	左欄に同じ

5.2 その他の居室に設置する照明設備の同等性確認の方法

1) 「照明」タブ

標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した照明設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した照明一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	左欄に同じ
	多灯分散照明方式の採用	採用しない	左欄に同じ
	調光が可能な制御	採用しない	左欄に同じ
その他の居室	設置の有無	設置する	申請者が提案する仕様
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	申請者が提案する仕様
	調光が可能な制御	採用しない	申請者が提案する仕様
非居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	すべての機器において白熱灯を使用していない	左欄に同じ
	人感センサ	採用しない	左欄に同じ

5.3 非居室に設置する照明設備の同等性確認の方法

1) 「照明」タブ

標準仕様と同等以上の評価となることを確認するには、下表（ろ）欄の設備の仕様を入力して計算した照明設備の一次エネルギー消費量が、下表（い）欄の設備の仕様を入力して計算した照明一次エネルギー消費量以下であることを確認すること。

項目		(い)	(ろ)
主たる居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	左欄に同じ
	多灯分散照明方式の採用	採用しない	左欄に同じ
	調光が可能な制御	採用しない	左欄に同じ
その他の居室	設置の有無	設置する	左欄に同じ
	白熱灯の使用	いずれかの機器において白熱灯を使用している	左欄に同じ
	調光が可能な制御	採用しない	左欄に同じ
非居室	設置の有無	設置する	申請者が提案する仕様
	白熱灯の使用	すべての機器において白熱灯を使用していない	申請者が提案する仕様
	人感センサ	採用しない	申請者が提案する仕様